

平成19年度 事務事業評価表

| | | | |
|-------|----------------|------|----------|
| 事務事業名 | クリーン美里町内一斉清掃活動 | コード | H19-F-01 |
| | | 主管課局 | 地域環境整備課 |
| | | 担当名 | 生活環境担当 |

1. 事務事業の概要

| | | | | | |
|---------------------|--|---------------|------------------|--------|-------|
| 計画体系 | (章) | 1. 快適な生活環境づくり | 予 算 費 目 | (会計) | 一般会計 |
| | (節) | 1-4 環境衛生の推進 | | (款) | 衛生費 |
| 開始・終了年度 | (開始) | 平成2年度 | | (項) | 清掃費 |
| | (終了) | - | | (目) | 清掃総務費 |
| 事業の種類 | 自治事務(任意) | 自治事務(義務) | 法定受託事務 | | |
| 根拠法令等 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、「クリーン美里」町内清掃活動推進月間実施要綱 | | | | |
| 統合の検討可能な 関連・類似事業 | | | | | |
| 内容と目的 | 美里町民憲章の主旨により、「私たちの町は私たちできれいにする」を合言葉に、自治意識の涵養及び 住民のふれあいと世代間交流並びに青少年の健全育成や住民の連帯意識の向上を図ることを目的に、 年2回町民、企業により町内一斉清掃活動を実施している。 | | | | |
| 現状と結果 | 5月と9月の第2日曜日に町民による一斉清掃活動が行なわれ、各行政区内を清掃しそのごみを指定された収集所に運搬する。それを町の委託業者が清掃センターへ搬入している。内訳は可燃ごみが5トン、不燃ごみが3.5トンとなっている。 | | | | |
| 課題と改善 | 不法投棄も後を絶たないが、町民に限らず道路使用者のポイ捨てが多いのが実情である。改善策としては個人のモラルの向上に頼るしかない。 | | | | |
| 住民意見 | | | | | |
| 対 象 数 | | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | |
| | 対 象 数 | 全町民 | 全町民 | 全町民 | |
| | 参 加 者 数 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | |
| | | | | | |

2. 経費

| | | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | |
|----------|---------|--------|--------|--------|--|
| 事業費 (千円) | | 2,158 | 2,216 | 2,317 | |
| 財源 内訳 | 受益者負担 | 0 | 0 | 0 | |
| | 国・県支出金 | 0 | 0 | 0 | |
| | その他特定財源 | 0 | 0 | 0 | |
| | 一般財源 | 2,158 | 2,216 | 2,317 | |
| 備考 | | | | | |

3. 1次評価

| 評価項目と評価の視点 | | | 評価・評価コメント | | | | |
|------------|----------------|--|--------------------------------------|---|-----------|----------|-----------|
| 妥当性 | (1) 事業の必要度 | 社会環境や住民ニーズなどの変化により事業の必要性や役割は変わっていないか | コメント | 変わっていない | 一部変わった | 変わった | |
| | (2) 対象設定の妥当度 | 事業実施の目的として対象者は妥当か特定の団体や個人に偏っていないか | コメント | 必要度が下がるほど投棄ごみが減ってほしいが現状ではまだまだある。 | 妥当である | あまり妥当でない | 妥当ではない |
| | (3) 実施主体の代替度 | 事業を町以外(民間や国・県など)に任せることができるか | コメント | 他に任せることはできない。 | 可能でない | 一部可能である | 可能である |
| 有効性 | (1) 成果の達成度 | 事業の実施により初期の目的や目標をどの程度達成しているか | コメント | 達成していない | 一部達成している | 達成している | |
| | (2) 事業の見直し度 | 成果の状況を踏まえ、事業内容を見直す余地はあるか | コメント | 清掃活動的には、大変成果があり達成度は高いと思われる。今後は、町主導でなく町民が自主的に活動するように指導が必要。 | 見直す余地はない | 検討の余地がある | 見直す余地がある |
| 効率性 | (1) 行政コストの削減度 | 経費節減によりサービス水準を低下させずにコストを下げることができるか | コメント | できない | 検討の余地がある | できる | |
| | (2) 効率性の向上度 | 事業の効率性を上げるため他の事業との統合や事務の省力化など見直しの余地があるか | コメント | 町民が普段から活動するようになれば、コストは下げられる。(通常のごみを出すように出せば) | 見直す余地はない | 検討の余地がある | 見直す余地がある |
| | (3) 受益と負担との相関度 | 行政サービスの内容と負担を比較して、受益者負担の適正化の余地があるか | コメント | 余剰は無い | 適正化の余地はない | 検討の余地がある | 適正化の余地がある |
| 総合評価 | | 1.見直しの必要なし | 見直しの必要あり 2.改善 3.充実 4.縮小 5.統合 6.廃止 | | | 1 | |
| 予算反映 | | 1.現状どおり | 2.増額 3.減額 4.廃止 | | | 1 | |
| 評価理由 | | 環境への関心度が高まり、町民1人1人が普段から清掃活動を行なうようになれば、制度を見直すときが来るが、現在では現状維持が妥当である。 | | | | | |

4. 2次評価

| | | | |
|------|---|--------------------------------------|---|
| 総合評価 | 1.見直しの必要なし | 見直しの必要あり 2.改善 3.充実 4.縮小 5.統合 6.廃止 | 5 |
| 予算反映 | 1.現状どおり | 2.増額 3.減額 4.廃止 | 4 |
| 評価理由 | 地域に定着している事業であり、引き続き「クリーン美里町内一斉清掃活動」の名称で事業を実施していくが、使用するゴミ袋や飲み物の費用は自治振興交付金に、ごみの処理は地域環境整備課の委託事業に整理・統合すべきである。 | | |

5. 外部意見聴取

| | |
|----------|---|
| 評価に対する意見 | 自治振興の一環として捉えられる事業であり、地域のボランティア活動でもあるため、自治振興交付金の中に入れて、行政区それぞれに対応を任せるべきである。 |
|----------|---|